

令和 7 年 9 月議会 生 活 環 境 委 員 会 議 案 説 明 資 料

○ 議案第170号

令和 7 年度福岡市水道事業会計補正予算案（第 1 号）

1 頁

＜参考資料＞

福岡市水道料金等検針・徴収業務委託 及び
福岡市水道局お客さまセンター運營業務委託
に係るスライド条項の適用について

2 ～ 4 頁

水 道 局

議案第170号

令和7年度福岡市水道事業会計補正予算案(第1号)

1 債務負担行為の補正

事 項	期 間	限 度 額
水道料金等検針・徴収業務委託 (早 良 ・ 西 営 業 所) (令 和 7 年 度 分)	令 和 8 年 度 から 令 和 10 年 度 まで	千円 令和8年度以降 67,708
お客さまセンター運営業務委託 (令 和 7 年 度 分)	令 和 8 年 度 から 令 和 10 年 度 まで	令和8年度以降 66,720

福岡市水道料金等検針・徴収業務委託 及び 福岡市水道局お客さまセンター運營業務委託 に係るスライド条項の適用について

1 水道料金等検針・徴収業務委託の概要

- 水道料金等検針・徴収業務については、市内 7 営業所において、検針・調定・収納・未納整理等の業務を行っている。
 - 営業業務の効率化を図るため、平成 21 年度以降、市内 7 営業所を東部・中部・西部の 3 ブロックに分けて、段階的に民間委託している。
- （ 営業業務のノウハウの確保と水道局の人材育成を図るため、博多営業所については、
直営の営業所とし、検針業務のみ民間委託している。 ）

		民間委託 開始年度	検針業務	調定業務	収納業務	未納整理 業務	メーター 取付等業務
西部 ブロック	西営業所	平成21年度	△	△	△	△	△
	早良営業所	平成22年度	△	△	△	△	
中部 ブロック	中央営業所	平成24年度	△	△	△	△	△
	南営業所	平成25年度	△	△	△	△	
	城南営業所		△	△	△	△	
東部 ブロック	東営業所	平成27年度	△	△	△	△	△
	博多営業所		△	○	○	○	

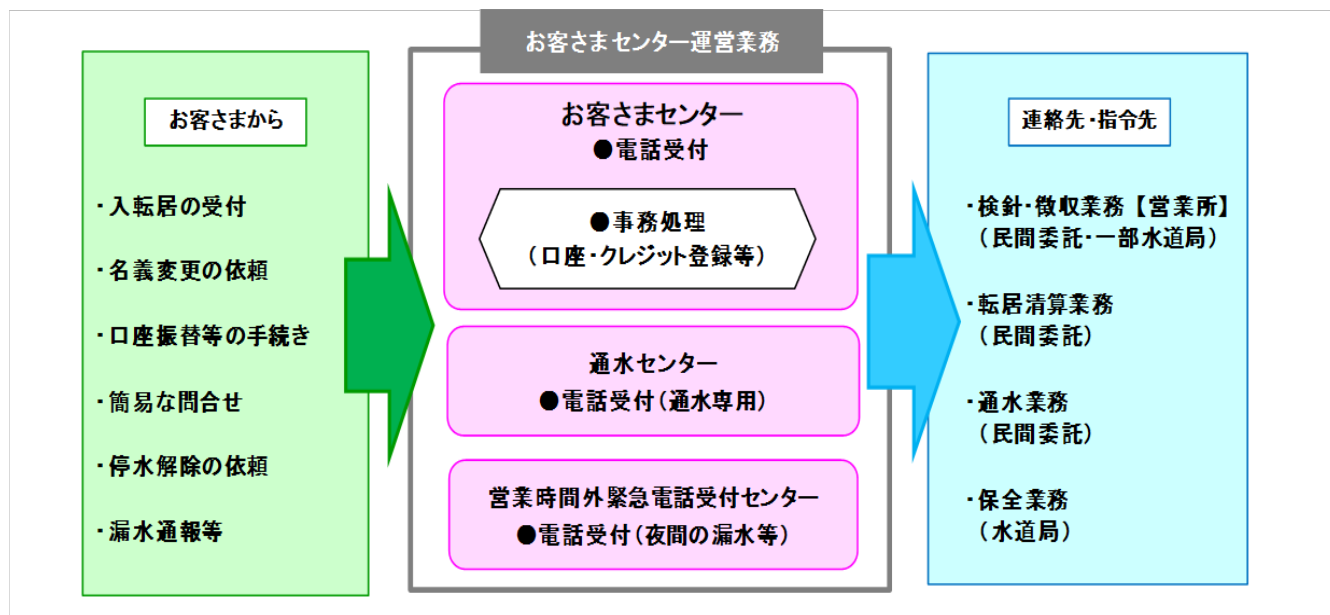
○：水道局直営、△：民間委託

- 委託期間は 5 年間で、受託事業者は公募型プロポーザルによって選定しており、次の受託事業者の選定は、中部ブロックが令和 8 年度、西部ブロックが令和 10 年度、東部ブロックが令和 11 年度の予定である。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
西部ブロック (早良・西営業所)	みらい水道サービス共同企業体 プロポーザル	スライド導入	みらい水道サービス共同企業体 スライド条項適用 R7.4.1～			
東部ブロック (東・博多営業所)	九州アクアサービス共同企業体 プロポーザル	スライド導入	みらい水道サービス共同企業体 スライド条項適用 R8.4.1～			
中部ブロック (中央・南・城南営業所)	アクアソリューション福岡共同企業体 プロポーザル					スライド条項適用 R10.4.1～

2 お客さまセンター運營業務委託の概要

- お客さまセンターでは、お客さまからの入転居の手続きや水道料金についてのお問合せなどの電話受付を行うとともに、口座振替の申込みや引っ越しに伴う水道料金の清算などの事務処理を行っている。
- 平成 15 年度に営業所とは別にお客さまセンターを新設し、業務を民間委託して、営業所にかかってきていた電話を集中して受けるなど、効率化を図っている。



- 委託期間は 5 年間で、受託事業者は公募型プロポーザルによって選定しており、次の受託事業者の選定は令和 10 年度の予定である。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
お客さまセンター	NTTマーケティングアクト ProCX プロポーザル	NTTマーケティングアクト ProCX プロポーザル	NTTマーケティングアクト ProCX プロポーザル	NTTマーケティングアクト ProCX プロポーザル	NTTマーケティングアクト ProCX プロポーザル	NTTマーケティングアクト ProCX プロポーザル

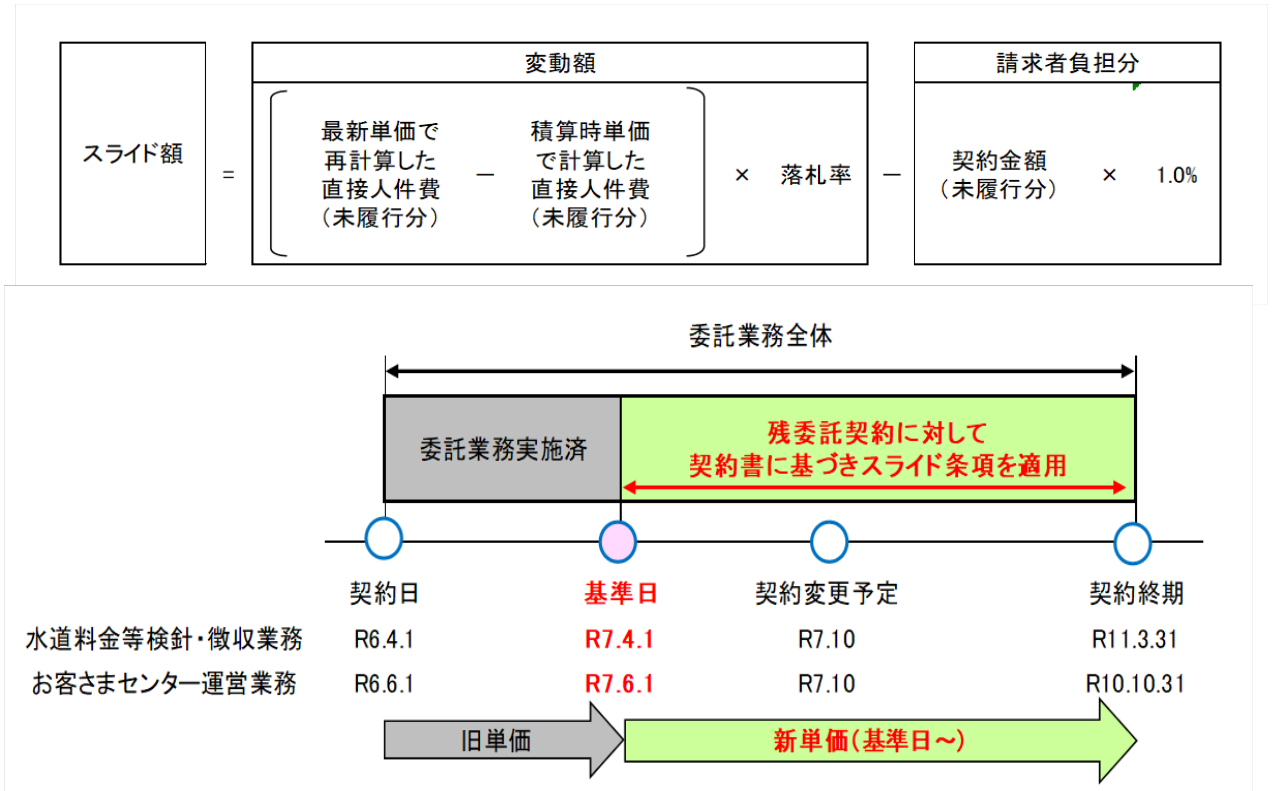
3 スライド条項の導入について

- 福岡市では、債務負担行為を設定している複数年の業務委託には人件費の高騰に対応したスライド条項は導入していなかったが、近年の社会情勢を踏まえ、令和 5 年度に制度を創設した。
- 令和 6 年度、福岡市水道料金等検針・徴収業務委託（西部ブロック）及び福岡市水道局お客さまセンター運營業務委託の契約更新にあわせて初めて導入した。
- 令和 7 年度には福岡市水道料金等検針・徴収業務委託（東部ブロック）にも契約更新にあわせて導入しており、令和 9 年度には福岡市水道料金等検針・徴収業務委託（中部ブロック）にも契約更新にあわせて導入予定である。
- 導入したスライド条項では、適用開始から 12 か月経過後に、受託事業者からの請求を受け、水道局が定める直接人件費に一定以上の変動が見られた場合に、2 年目以降の契約金額を変更することとしている。

4 今回の補正額の算出方法

(1) 契約金額の算出方法

受注者から賃金水準の変動にともなう契約変更に係る請求があった日を基準とし、委託契約残額に対して、基準日時点の直接人件費の最新単価で算出される額で契約変更を行う。



(2) 契約金額及び補正額

<水道料金等検針・徴収業務委託（早良・西営業所）>

・スライド条項適用前	1,485,380,600 円	+90,277,000 円
・スライド条項適用後（R7.4～）	1,575,657,600 円	

令和7年度委託業務に対するスライド額の増額 22,569,250 円
※予算の範囲内で執行

令和8年度以降委託業務に対するスライド額の増額 67,707,750 円
67,708,000 円
※今回の補正額

内訳

<お客さまセンター運営業務委託>

・スライド条項適用前	881,573,000 円	+88,243,000 円
・スライド条項適用後（R7.6～）	969,816,000 円	

令和7年度委託業務に対するスライド額の増額 21,523,000 円
※予算の範囲内で執行

令和8年度以降委託業務に対するスライド額の増額 66,720,000 円
※今回の補正額

内訳